



令和元年10月発行

編集・発行
音更町農業委員会
42-2111



8月29日 音更町農業委員会では、全町を対象に作況調査及び農地パトロールを行いました。

紙 面 案 内

- ◆令和元年度作況調査及び農地パトロールの結果について …… P 2
- ◆STOP! ヤミ耕作 …… P 2
- ◆相続時精算課税制度について …… P 3
- ◆後継者協議会からのお知らせ …… P 3
- ◆農業者年金制度とその手続きについて …… P 4
 - ・農業者年金に加入しませんか
 - ・経営移譲について
 - ・住所変更を忘れずに

毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

まとめて読める！
週刊紙

- ①わかりやすい**農業・農政**の解説
- ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ③**くらしと地域**に活力を
- ④**女性**の元気を応援
- ⑤**文字**が大きく読みやすい

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

令和元年度作況調査及び農地パトロールの結果について

八月二十九日に町内十二カ所で作況調査及び農地パトロールを実施しました。

作況調査は馬鈴薯・ビート・豆類の他、ブロッコリー・長ねぎ・長いも・かぼちゃの九品目を対象に農業委員の圃場を目視で確認することで調査を行いました。

結果は下図のとおり、平年並みから良いと見込まれる作況が全てでした。

農地パトロールでは、農地事情があり、耕作できなくなってしまう場合は、地元農業委員や農業委員会事務局



作況調査の様子

へご相談ください。耕作者を探すお手伝いができるかもしれません。
今後遊休農地の発生や不適切な農地の利用を防ぐため、より一層の皆さまのご協力をよろしく願います。

作況調査結果一覧

馬鈴薯	平年並み～良い	大豆	平年並み
ビート	良い	小豆	平年並み
ブロッコリー	平年並み	金時	平年並み
長ねぎ	平年並み	長いも	良い
		かぼちゃ	平年並み

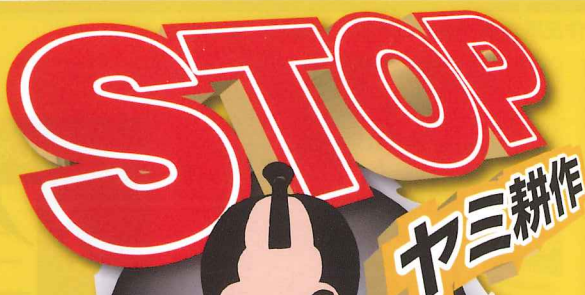
STOP! ヤミ耕作

農地法や農業経営基盤強化促進法(あつせん)により、ない長期間の農地の貸借、借り手の承諾のみのため、法律の保護を受けない契約です。そのため、トラブルがあつたときには救済の手立てが確保されていません。

また、各種補助制度の活用において補助が受けられない

また、農業委員会の許可を得ているか不明な場合も、お気軽にご相談ください。

農地法や農業経営基盤強化促進法(あつせん)により、ない長期間の農地の貸借、借り手の承諾のみのため、法律の保護を受けない契約です。そのため、トラブルがあつたときには救済の手立てが確保されていません。



農家の皆さんへ
こんな農地はありませんか?

- 昔から手続きをせずに農地を貸して(借りて)いる。
- 手続きをしてもわからない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きがめんどくさいからヤミで貸して(借りて)いる。
- 農作業受委託であるにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 法律の要件に該当しないので、ヤミで貸して(借りて)いる。

相続時精算課税制度について

① 相続時精算課税制度とは
 財産の贈与時にかかる贈与税を贈与者ごとに特別控除額二千五百万円までを非課税とし、相続時に贈与分もあわせて精算し相続税として課税する制度です。

② 財産の贈与を受けた人は二十歳以上の直系卑属（子や孫）である推定相続人であることです。

左図は贈与時に相続時精算課税制度を利用した場合の贈与税額の一例です。

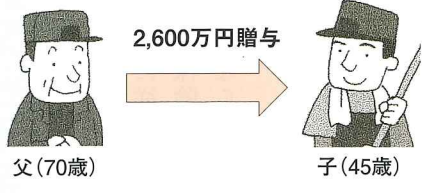
この制度は農地を生前に贈与する際にも利用できます。（農地を贈与する際には農地法第三条の許可が必要です。）

この制度を利用するための要件は、贈与した年の一月一日において①財産を贈与する人は六十歳以上の父母又は祖父母、

選択する際は慎重に判断し、詳しくは税務署や税理士へご相談ください。

贈与する財産価額や相続人の数等により、贈与税、相続税でそれぞれメリット、デメリットが異なりますので、

相続時精算課税制度を選択した時の贈与税額の試算例



課税を受ける贈与財産額

2,600万円 - 2,500万円（特別控除額） = 100万円

贈与税額

100万円 × 20% = 20万円

一度、相続時精算課税制度を選択すると
 暦年課税（毎年110万円以内の財産の贈与であれば贈与税が非課税となる）に変更できません。
 詳細は、税務署や税理士へご相談ください。

後継者協議会からのお知らせ

農業後継者推進協議会では、音更町内で農業に従事する独身者に、婚活への参加がしやすいようサポートをしています。

農業青年と農業に関心のある女性との交流会の開催や、婚活イベントへの参加費用の負担を減らすための助成等を行っています。

農業は自然と向き合う仕事です。時には厳しい局面に遭うことがあっても、パートナーがいれば一緒に乗り越えられると思います。

一人でも多くの人に素敵な出会いが見つかるよう、協議会はサポートしていきます。

昨年からは、交流会形式だけではなく、個人でお見合い事業に参加する人に対しての費用助成を始めました。お見合い形式であれば、交流会の

☆翌日9:00から個別相談会があります

プロがヘアメイクをしてくれるので、あなたの魅力が引き立ちます

開催前に服装のコーディネートをしてくれます（別途料金がかかります）

直前に研修が行われ、出会いに大切なポイントを伝授してくれます

イベント翌日、個別にアドバイスをしてくれるので、今後の女性との接し方などに役立てられますし、イベント後1年間はアフターフォローが受けられるので、プロが婚活の相談に乗ってくれます。

札幌からお嫁さんをもらいませんか

ALLとかち札幌交流会

札幌圏には農家の青年との結婚を希望されている女性がたくさんいます。将来のパートナーを探してみませんか

開催時期 令和元年11月30日（土） 17時30分～

会場 TKPガーデンシティ札幌駅前（アパホテル札幌駅前内）

募集対象 土幌町、音更町、陸別町、清水町で農業をしている30～40歳の農業青年

参加費用 10,000円（旅費、宿泊費込み）

法人報告書の提出をお願いします！

農地所有適格法人は、農地法の定めにより「農業の状況を記した農地所有適格法人報告書」の提出が義務付けられています。

- 提出先 **音更町農業委員会事務局**
- 期限 **毎事業年度の終了後3ヵ月以内**

※農地法では、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは原則認めておらず、この報告書の提出が無い場合、農地所有適格法人としての資格が確認できず、経営規模拡大等、農地の取得ができなくなる可能性があります。

◆◆◆ 農業者年金制度とその手続きについて ◆◆◆

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、年間六十日以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者である六十歳未満の方ならどなたでも加入できます。

また、積立方式のため、自身が積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とする安全な制度となっています。

毎月の保険料は通常加入の場合、月二万円から六万七千円までの範囲で千円毎に設定することができ、保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

要件を満たすことができる若い農業者の方には、保険料

に国庫補助が受けられる制度もあります。

日本の六十五歳の農業者の平均余命は、男性が二十二年（八十七歳）、女性が二十七年（九十二歳）であり女性の老後がより長い結果が出ています。このことから、女性の老後の備えがより重要と言えます。

男性の農業者はもちろん、女性の農業者にも農業者年金への加入をおすすめします。



女性農業者のみなさんへ

老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金は国民年金に上乗せできるあなた自身の積立年金です

- ポイント1** 農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後を**しっかりサポート**します。
- ポイント2** 家族経営協定を結べば**保険料の国庫補助**も受けられます。女性の農業経営への参画を**しっかり応援**します！
- ポイント3** 保険料が全額社会保険料控除の対象で、**高い節税効果**！

詳しくは「農業者年金基金」
<https://www.nounen.go.jp>

経営移譲について

来年に向けて、組勤の変更等経営移譲をお考えの方もいると思われまます。

これまでの農業者年金加入の履歴から旧制度の場合、生年月日が昭和三十二年一月一日以前の人、新制度の場合、国からの補助を受ける「政策支援加入」により保険料を納付していた期間がある人は、後継者や第三者へ経営を引き継ぐことで通常より高い加算

住所変更を忘れずに

農業者年金の被保険者受給権者の方は住所が変わった場合、市町村の窓口での住所変更手続きとは別に転居先の農協窓口で農業者年金の住所変更手続きが必要です。

この手続きがされていないと、農業者年金基金からの案内文書の他、年金の裁定請求書や現況届が届かなくなってしまう。

皆さまの年金の受給に関わりますので、住所が変わった時は必ずお手続きいただくようよろしくお願いいたします。

受給者の住所変更や死亡の際は速やかに届け出ましょう。

引 越などにより住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、農業委員会またはJAに相談してください。受給者が死亡した場合は、遺族が速やかに死亡届をJAに提出してください。死亡届の提出が遅れると過払いとなった年金の返納が必要となることがあります。

付きの年金を受給できる可能性があります。

加算付きの年金を受給するには、①旧制度の場合、六十五歳までに経営移譲すること（新制度の場合、年齢制限は無し）、②経営移譲を受ける後継者等が六十歳未満であること、③耕作している農地、農業共済、経営安定所得対策、農業所得の納税申告、これらの諸名義を後継者等に変更すること、④保険料納付期間が二十年以上あること、これらの要件を満たさなくては

なりません。

加算付きの年金をもらえる資格があるか、また、その資格がある場合、どのような手続きが必要かは被保険者の状況によって異なります。

まずは、農業委員会までお問い合わせください。また、毎年二月下旬頃に五十九歳から六十四歳の農業者年金受給予定者を対象に、受給するための手続きについて説明会を行っておりますのでこちらもあわせてご利用ください。

農業委員会だより

令和元年十月発行

広報委員長
石王雅士

大場隆明
高野春夫
土田純雄
茂古沼美則
白川勝元
平尾秀元
鈴木秀賢
木野村英明